

# 商品概要説明書

## フリーローン(クレディセゾン保証)

(令和3年9月1日現在)

商品名	JAあきがわフリーローン「クイックサポート」																
お使いみち	●自由です。 事業性資金・他金融機関からのお借換やおまとめにもご利用いただけます。																
ご利用いただける方	●次のすべての条件を満たす個人の方 ①お借入申込時の年齢が満20歳以上、かつ完済時の年齢が81歳未満で、電話連絡が可能な方。 ②当組合営業区域内(あきる野市、日の出町、檜原村)に居住または勤務されている方。 ③安定継続した収入のある方(パート・アルバイト・年金受給者・専業主婦「夫」の方もお申しいただけます)。 ※学生の方はご利用になれません。 ④株式会社クレディセゾンの保証が受けられる方。 ⑤反社会的勢力ではない方。 ⑥その他当JAが定める条件を満たしている方。																
お借入れ額	●10万円以上500万円以内(1万円単位) 融資金額300万円超の場合は、所得証明書類の提出が必要です。																
お借入れ期間	●6ヶ月以上10年以内(返済回数6回以上120回以内)																
お借入れ利率	【固定金利型】 年7.50%、年9.00%、年12.50%のいずれか(保証料込み) お借入れ時の利率を、完済時まで適用いたします。 ※お借入時の適用利率は所定の審査のうえ決定させていただきます。																
ご返済方法	●毎月5千円以上の「元利均等返済方式」とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式のいずれかをご選択いただけます。 (ただし、特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内とします)。 ※元利均等返済とは、毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法です。 ※特定月増額返済方式とは、毎月返済方式に加え年2回(6ヶ月毎)の特定月に増額して返済する方式です。 ※年金受給者に限り、年金受給月(偶数月)ごとに5千円以上の元利均等定額返済(偶数月)も可能です。																
ご返済日	●毎月7日・17日・27日のいずれか。当組合の休業日の場合は、その翌営業日となります。																
担保	●不要です。																
保証人	●当JAが指定する保証機関(株式会社クレディセゾン)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																
保証料	●保証料は金利に含まれています。 なお、繰上返済を行った場合でも保証料の精算はございません。																
遅延損害金	●年14.50%																
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または当組合・金融共済部(電話:042-559-5111)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金(祝日、年末年始を除く)</td><td>9:30～12:00 13:00～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金(祝日、年末年始を除く)</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金(祝日、年末年始を除く)</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></tbody></table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。尚、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京弁護士会にお問い合わせください。	名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金(祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金(祝日、年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金(祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00
名称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金(祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金(祝日、年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金(祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00														
その他	●お申込みの際は、当JAおよび当JAが指定する保証機関(株式会社クレディセゾン)において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望にそえない場合もございますのでご了承ください。 ●印紙税が別途必要となります。 ●金融情勢等により、商品内容の変更または販売を中止する場合がございます。																